6月1日は 「人権擁護委員の日」

さんからの人権相談を受け、悩 ようなさまざまな啓発活動を 権について関心を持って貰える たり、地域住民のみなさんに人 り、人権侵犯の被害者を救済し みを解決するお手伝いをした 人権擁護委員は、地域のみな

子氏、藤沼光市氏の3名が法務 大臣から委嘱されています。 町には、篠﨑勝氏、竹内喜久

特設人権相談

〇日時 6月3日頃 午前10時~午後3時

○場所 ふれあいセンター相談

みんなの人権110番

○日時 月~金曜日(平日のみ) 午前8時30分~午後5時15分

80570(003)110

)受付番号

【インターネット人権相談】

kttps://www.jinken.go.jp/

○お問い合わせ

水戸地方法務局

8029(227)9919

第6回「水道週間」です 6月1日出から7日金は、

ついての理解を深めましょう。 水道週間のこの機会に水道に

○町の水道施設

利根川の表流水を川妻浄水場 川妻取水場 に送る施設です。

小手指配水場

埼玉県行田浄水場で作られた 水道水を受水し、 に送る施設です。 川妻浄水場

川妻浄水場

経由して送られてきた埼玉県 利根川の表流水を浄水処理し た水道水と、小手指配水場を 施設です。 (妻取水場から送られてきた 水道水を各家庭に配水する

○水道の届出はお早めに

になりますので、上下水道課 次のような場合は届出が必要 までご連絡をお願いします。

①水道を開始するとき

町内で転居するとき

- アパートに入居するとき
- を再開するとき 一時中止していた水道の使用
- ②水道を休止するとき
- 町内へ転居するとき
- 町外へ転出するとき

長期不在となるとき

③使用者を変更するとき

・使用者が死亡したとき 使用者が代わったとき

○水道メーターの検針

水道メーターボックスの上に 力をお願いします。 正確な検針を行うためにご協

- は物を置かないでください。
- 水道メーターボックスの中は いつもきれいにしてください。
- 犬は放し飼いにしないで水道 繋いでください。 メーターボックスから離して
- 家の増改築のとき水道メー にならないようにしてくださ ターボックスが床下や屋内

○飲料水の確保

ばなりません。 料水等で生命を維持しなけれ は、各家庭で備蓄している飲 といわれています。それまで でに、およそ3日間を要する 等による救援体制が整うま 災害が発生した場合、行政

蓄しましょう。 んのご家庭でも、 万が一の災害に備えて、皆さ 1日3ℓの飲料水を3日分備 一人あたり

○お問い合わせ

843000 (直通 上下水道課 水道G

6月は「環境月間」 です

す。 りに課せられた身近な課題で 環境問題は、 私たち一人ひと

化問題」は年々深刻化していま に増えたことによる「地球温暖 特に、 温室効果ガスが大量

スを出さないようにできるかに 頃の生活でどれだけ温室効果ガ 上昇を抑えるには、私たちが日 かかっています。 量は年々増加しており、 家庭から出る温室効果ガスの 気温の

ます。ご覧いただきできること 暖化対策のヒントを提案してい 球温暖化防止に役立ちます。 で、環境への負担が少なく、 エネルギー製品」に換えること に使って消費量を節約する「省 に例えば、エネルギーを効率的 町公式ホームページでは、温 温室効果ガスを抑えるため 地

から取り組んでみてください。

○お問い合わせ

(84) 3 6 1 8 生活安全課 くらし環境G

令和6年度転作現地確認

は、 実施します。 6月3日例から6月28日 金まで す。第1回目の転作現地確認を た農業者の転作ほ場を確認しま 交付金(転作交付金)の申請をし 今年度の現地確認について 経営所得安定対策直接支払

○お問い合わせ

産業課 842582 (直通) 地域振興G

空き地の適正な管理を お願いします

招いたりします。 くなったり、ごみ等の不法投棄を ると、害虫や火災が発生しやす 空き地に雑草や枯草が繁茂す

ています。 るために、「五霞町空き地の雑草 等の除去に関する条例」を定め 町では、良好な環境を保全す

だきますよう、よろしくお願いし 雑草の刈り取りを行うなどし て、土地の適正管理に努めていた 空き地の所有者(管理者)は、

○お問い合わせ

28 3618 (直通) 生活安全課 くらし環境G